

46 リサイクル燃料備蓄センター隣接町村住民の安全確保等に関する協定書

横浜町、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村（以下「甲」という。）とリサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置するリサイクル燃料備蓄センター（以下「備蓄センター」という。）の隣接町村住民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全確保及び環境保全）

- 第1条 乙は、備蓄センターで行う使用済燃料の貯蔵に当たっては、県及びむつ市と乙が締結した「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」（令和6年8月9日締結。以下「立地安全協定書」という。）によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、備蓄センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

- 第2条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
- 2 乙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（使用済燃料の貯蔵期間）

- 第3条 乙は、立地安全協定書第4条に定める使用済燃料の貯蔵期間を遵守するものとする。

（施設の増設等に係る事前了解の報告）

- 第4条 乙は、立地安全協定書第5条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線等の測定結果の通知）

- 第5条 乙は、立地安全協定書第7条第2項の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に通知するものとする。

（使用済燃料の輸送計画に関する報告）

- 第6条 乙は、立地安全協定書第10条第1項の規定により事前に連絡したときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告等）

- 第7条 乙は、立地安全協定書第11条第1項の規定により、同項第1号から第5号までに掲げる事項を報告したときは、甲に文書により報告するものとする。

(異常時における連絡等)

第8条 乙は、立地安全協定書第12条第1項各号に掲げる事態が発生したときには、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(トラブル事象への対応)

第9条 乙は、前条に該当しないトラブル事象についても、「リサイクル燃料備蓄センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(立入調査及び状況説明)

第10条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

(措置の要求)

第11条 甲は、第8条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接町村住民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 乙は、立地安全協定書第15条第2項の規定により文書による報告を行ったとき及び同15条第3項の規定により協議を行ったときは、甲に報告するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第12条 乙は、立地安全協定書第16条及び第17条の規定による事項に誠意をもって速やかに当たるものとする。

(住民への広報)

第13条 乙は、立地安全協定書第18条に規定する広報を事前に連絡したときは、甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第14条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(安全対策への協力)

第15条 乙は、甲の防災体制を十分理解のうえ、県及びむつ市が講ずる安全対策に対して積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第17条 この協定の内容を改定する必要があるときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第18条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書7通を作成し、甲、乙及び立会人において、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月20日 締結

甲 青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 石橋 勝大

青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4
大間町長 野崎 尚文

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 畑中 稔朗

青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目28番地5
風間浦村長 富岡 宏

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
佐井村長 太田 直樹

乙 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
リサイクル燃料貯蔵株式会社
代表取締役社長 高橋 泰成

立会人 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 宮下 宗一郎